

# 要 求 書

2020年11月9日

日本交通株式会社

代表取締役社長 若林 泰治 殿

東京都新宿区高田馬場3-13-3-404

日本労働評議会中央執行委員会

委員長 長谷川 清輝

日本労働評議会東京都本部

委員長 中里 好孝

同 日本交通分会

分会長 高橋 聡

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い世界中の企業が経済活動の自粛を余儀なくされるなか、貴社はグループ会社ごとに交代で休業し、雇用調整助成金を活用するなどして、当期（2019年6月～2020年5月）純利益を十分に確保しました。現在、日本では都市封鎖や入国制限も段階的に解除され、拡大防止と社会経済活動の両立という新たな局面に入っていることから、確保した純利益は「withコロナ」の時代を生き抜くための原資として活用し、さらなる労働環境の整備、サービス品質の向上に取り組み、労働者や利用者から選ばれる企業に生まれ変わる必要があります。つきましては、下記の10項目の要求を致しますので11月11日に書面でご回答ください。

## 記

1. 退職金の無い乗務員を対象に、N型賃金適用乗務員退職金規定を2012年10月16日まで遡って適用すること。
2. 公休出勤と年次有給休暇の併用を通年にわたり認めること。
3. 帰路高速料金の会社負担区間を拡大するとともに、乗務員が負担した分については会社が領収書を発行すること。
4. 配車アプリの不具合を改善すること。
5. LPGスタンドを営業所と繁華街に近い場所に確保すること。
6. 無線の空転処理をする際は、すべてA空転処理とすること。また、待ち合

わせ時間から5分経過してからのキャンセルは、実車ボタンを押してからA空転処理とすること。

7. 決済端末の故障や乗り逃げなどで乗客から料金を貰えなかった際は、会社が料金の全額を負担し、乗務員に責任の一端を負わせないこと。
8. 乗客が嘔吐して営業を中断した際は、三か月分の平均營收を中断した時間分補償すること。また、営業に復帰できなかつた際は、三か月分の平均營收との差額分を補償すること。
9. 乗務員専用フリーダイヤルを設置するとともに、配車アプリ「GO」を使った会社と乗務員の通話システムを構築すること。
10. 新型コロナウイルスの飛沫感染防止対策を兼ねた頑丈な防犯板を設置すること。

以上